

東浦町防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和48年条例第7号。以下「条例」という。）及び別に定めるもののほか、連動型住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の譲与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、総務省消防庁の防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備事業により、町が警報器を当該事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）に譲与する場合に限り適用する。

2 前項の対象施設は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第一(5)項イ又は(6)項ハに掲げる用途に供される部分が存する防火対象物で政令第21条第1項第3号、第5号及び第7号に該当しないものとする。

(譲与)

第3条 町長は、条例第6条第1号の規定に基づき、警報器を譲与するものとする。

(譲受けの申請)

第4条 前条の規定により警報器を譲受けようとする者（以下「申請者」という。）は、譲受申請書（様式第1）を提出しなければならない。

2 申請者は、警報器を自己の所有するものでない対象施設に設置する場合には、当該対象施設の所有者が記載した設置同意書（様式第2）を提出しなければならない。

3 町長は、前2項に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(譲与の承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該書類を審査し、譲与を承認する場合は譲与承認通知書（様式第3）により、譲与を承認しない場合は譲与不承認通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

(譲与条件)

第6条 町長は、前条の規定により警報器の譲与を承認する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 警報器の譲与に要する費用並びに警報器の設置及び維持管理に伴い必要となる費用は、警報器を譲受けた者（以下「譲受者」という。）において負担すること。

(2) 譲受者は、警報器を、使用目的以外の目的に使用し、譲渡し、又は担保に供しないこと。

(3) 譲受者は、警報器について実地調査及び所要の報告を求められた場合は、これに応じること。

2 町長は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(受領書)

第7条 譲受者は、警報器を譲受けた時に、受領書（様式第5）を提出しなければならない。

2 町長は、前項に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(設置完了報告)

第8条 譲受者は、警報器を譲受けた後、速やかに警報器を設置し、維持管理するとともに、町長に対し、設置完了報告書（様式第6）を提出しなければならない。

2 町長は、前項に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

年 月 日

東 浦 町 長

申請者

譲 受 申 請 書

下記のとおり連動型住宅用火災警報器を譲受きたいので、東浦町防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

申 請 者	氏 名		
	住 所		
	電 話		
数 量			
使 用 目 的			
設 置 予 定 施 設	施 設 名 称		
	住 所		
	所有者氏名		
	用 途		
	延 べ 面 積		
	従業員等数		
	収 容 人 員	自力避難可能者	人
		自力避難困難者	人
就寝の有無			

年 月 日

（申請者） 様

施設所有者

設 置 同 意 書

下記のとおり（施設名）に連動型住宅用火災警報器を設置することについて、同意します。

記

施 設	名 称		
	住 所		
数 量			
設 置 目 的			
設置予定箇所及び 各設置予定箇所別 の設置個数	居室		
	収納室		
	倉庫・機械室等		

第 号
年 月 日

（申請者） 様

東浦町長 印

譲 与 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった連動型住宅用火災警報器の譲受けについて、東浦町防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱第 5 条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり譲与を承認したので通知します。

記

数 量	
譲与の期日及び場所	譲与の期日： 年 月 日 譲与の場所：
譲 与 条 件	1 警報器の譲与に要する費用並びに警報器の設置及び維持管理に伴い必要となる費用を負担すること。 2 警報器を、使用目的以外の目的に使用し、譲渡し、又は担保に供しないこと。 3 警報器について、実地調査及び所要の報告を求められた場合は、これに応じること。 4 警報器を譲受けた時に、受領書を提出すること。 5 警報器を譲受けた後、速やかに警報器を設置し、維持管理するとともに設置完了報告書を提出すること。 6 その他、東浦町が提示する条件を遵守すること。

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に東浦町長に対して異議申立てをすることができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算し 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

（申請者） 様

東浦町長

譲与不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった連動型住宅用火災警報器の譲受けについて、東浦町防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱第5条に基づき審査した結果、下記の理由により譲与を承認しないことを決定したので通知します。

記

〔理由〕

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東浦町長に対して異議申立てをすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算し6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

東 浦 町 長

譲受者

受 領 書

年 月 日付け譲与承認通知書にて譲与を承認された連動型住宅用火災警報器の譲受けについて、東浦町防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき受領書を提出します。

数 量	
その他	譲与承認通知書に付された条件を遵守します。

年 月 日

東 浦 町 長

譲受者

設 置 完 了 報 告 書

年 月 日付け譲与承認通知書にて譲与を承認され、年 月 日付けで受領した連動型住宅用火災警報器について、下記のとおり設置が完了したので東浦町防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき設置完了報告書を提出します。

記

1 設置の内容

施 設	名 称		
	住 所		
数 量		個	
設置箇所及び各設置箇所別の設置個数	居 室	個	
	収 納 室	個	
	倉 庫 ・ 機 械 室 等	個	
取扱説明書等の保管場所			

2 設置状況の確認結果

確認項目	確 認 内 容	確認結果
機 器 状 態	全ての警報器について「警報停止/テスト」ボタンを短押(2 秒未満)し、「ビュ-ビュ-ビュ-火事です火事です」と鳴動すること。また、鳴動中、表示灯が赤色点滅すること。	
連 動 鳴 動	警報器を 1 つ抽出し、「警報停止/テスト」ボタンを長押し(2 秒以上)し、設置した全ての警報器が連動して鳴動すること。	
	「警報停止/テスト」ボタンを押した警報器については、「ビュ-ビュ-ビュ-火事です火事です」と 3 回鳴動し、鳴動中、表示灯が赤色点滅すること。	
	その他の機器については「ビュ-ビュ-ビュ-他の場所で火事です」と 3 回鳴動し、鳴動中、表示灯が橙色点滅すること。	
取 付 状 態	設置した各警報器が天井又は壁にしっかり固定されていること。	
	壁に取り付けた警報器は、「警報停止/テスト」ボタンが下側となっていること。	

備考

1 「取扱説明書等」とは、簡単取扱マニュアル、取扱説明書、各 1 部以上をいう。

2 「確認内容」欄の事項が良好に確認できた場合は、「確認結果」欄に「○」を記入すること。